

議案第 2 号

高速自動車国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令案について

平成 1 9 年 1 2 月

国道政発第37号

平成19年12月25日

国土開発幹線自動車道建設会議

会長 殿

国土交通大臣 冬柴鐵三

高速自動車国道の路線を指定する政令の一部改正について

高速自動車国道の路線を指定する政令（昭和32年政令第275号）の一部を別紙政令案のとおり改正することについて、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第3項の規定により、付議いたします。

## 付議する理由

国土開発幹線自動車道の予定路線のうち関越自動車道について高速自動車国道の路線を変更する等の必要があるからである。

政令第 号

高速自動車国道の路線を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

高速自動車国道の路線を指定する政令（昭和三十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表北海道横断自動車道の項中「黒松内端野線」を「黒松内北見線」に、「北海道常呂郡端野町」を「北見市」に、「北海道足寄郡足寄町 北見市」を「北海道足寄郡足寄町」に改め、同表東北縦貫自動車道の項中「浦和市 岩槻市」を「さいたま市」に、「黒磯市」を「那須塩原市」に、「郡山市」を「郡山市 本宮市」に、「古川市」を「大崎市 栗原市」に、「水沢市」を「奥州市」に、「岩手県二戸郡安代町」を「八幡平市」に、「弘前市」を「弘前市 平川市」に、「岩手県二戸郡一戸町」を「二戸市 岩手県二戸郡一戸町」に、「青森県上北郡天間林村」を「青森県上北郡七戸町」に改め、同表東北横断自動車道の項中「江刺市 岩手県和賀郡東和町」を「奥州市」に、「同郡湯田町」を「岩手県和賀郡西和賀町」に、「大曲市 秋田県河辺郡河辺町」を「大仙市」に、「郡山市」を「田村市 郡山市 本宮市」に、「五泉市 新津市」を

「阿賀野市 五泉市」に改め、同表日本海沿岸東北自動車道の項中「豊栄市 新発田市」を「新発田市 胎内市」に、「山形県西田川郡温海町 鶴岡市」を「鶴岡市」に、「秋田県由利郡象潟町 本荘市 同県河辺郡河辺町」を「にかほ市 由利本荘市」に、「同県山本郡琴丘町 能代市」を「潟上市 秋田県山本郡三種町 能代市 北秋田市」に、「弘前市」を「弘前市 平川市」に改め、同表東北中央自動車道相馬尾花沢線の項中「福島市」を「伊達市 福島市」に改め、同表関越自動車道の項中「東京都練馬区」を「三鷹市」に、「新座市 所沢市」を「武蔵野市 東京都杉並区 同都練馬区 新座市 所沢市 ふじみ野市」に、「東松山市」を「東松山市 深谷市」に、「新潟県南魚沼郡六日町」を「南魚沼市 魚沼市」に、「富岡市」を「富岡市 安中市」に、「小諸市」を「小諸市 東御市」に、「更埴市」を「千曲市」に、「新井市」を「妙高市」に改め、同表常磐自動車道の項中「戸田市」を「戸田市 さいたま市」に、「柏市」を「柏市 守谷市 つくばみらい市」に、「石岡市 茨城県西茨城郡友部町 水戸市」を「かすみがうら市 石岡市 小美玉市 笠間市 水戸市 那珂市」に、「原町市」を「南相馬市」に改め、同表東関東自動車道の項中「市原市」を「市原市 袖ヶ浦市」に、「戸田市」を「戸田市 さいたま市」に、「佐倉市」を「佐倉市 富里市」に、「佐原市 茨城県行方郡潮来町 同県鹿島郡鉾田町 同県東茨城郡茨城町」を「香取市 潮来市

行方市 銚田市 茨城県東茨城郡茨城町」に改め、同表北関東自動車道の項中「宇都宮市、同県河内郡上三川町 真岡市」を「下野市 宇都宮市 同県河内郡上三川町 真岡市」に、「茨城県西茨城郡友部町 同県東茨城郡茨城町」を「茨城県東茨城郡茨城町」に改め、同表中央自動車道の項中「八王子市」を「八王子市 相模原市 上野原市」に、「山梨県南都留郡河口湖町」を「山梨県南都留郡富士河口湖町」に、「甲府市 山梨県北巨摩郡双葉町」を「甲州市 笛吹市 甲府市 甲斐市」に、「同郡長坂町」を「北杜市」に、「一宮市 尾西市」を「一宮市」に、「滋賀県坂田郡米原町」を「米原市」に、「八日市市」を「東近江市 湖南市 野洲市 栗東市」に、「更埴市」を「安曇野市 千曲市」に改め、同表第一東海自動車道の項中「清水市 静岡市」を「静岡市」に、「藤枝市」を「藤枝市 牧之原市 菊川市」に、「豊田市」を「豊田市 日進市」に改め、同表東海北陸自動車道の項中「尾西市 各務原市」を「各務原市」に、「岐阜県郡上郡白鳥町 同県大野郡荘川村 同郡清見村 富山県東礪波郡城端町」を「郡上市 高山市 飛驒市 南砺市」に改め、同表第二東海自動車道横浜名古屋線の項中「清水市」を「富士宮市」に、「浜北市」を「磐田市」に、「新城市」を「新城市 豊川市」に改め、同表中部横断自動車道の項中「清水市」を「静岡市」に、「同県北巨摩郡双葉町」を「南アルプス市 甲斐市」に、「同郡長坂町 長野県南佐久郡八千穂村」

を「北杜市 長野県南佐久郡佐久穂町 佐久市」に改め、同表北陸自動車道の項中「滋賀県坂田郡米原町」を「米原市」に、「富山市」を「富山市 射水市」に、「小矢部市」を「小矢部市 南砺市」に、「松任市」を「白山市 能美市」に、「加賀市」を「加賀市 あわら市 坂井市」に、「武生市」を「越前市」に改め、同表近畿自動車道の項中「名古屋関線」を「名古屋亀山線」に、「三重県鈴鹿郡関町」を「亀山市」に

、「春日井市」を「春日井市 清須市」に、

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 愛知県海部郡飛<br>島村 桑名市       | 津島市 桑名市 |
| 四日市 市 鈴                 | 鹿市 亀山市  |
| 津市 久居市 松阪市<br>三重県多気郡勢和村 |         |

を

|               |           |                         |
|---------------|-----------|-------------------------|
| 愛知県海部郡飛<br>島村 | 弥富市<br>桑名 | 亀山市 津市 松阪市<br>三重県多気郡多気町 |
|---------------|-----------|-------------------------|

|            |               |
|------------|---------------|
| 津島市<br>愛西市 |               |
| 市<br>鈴鹿    | 市<br>日市市<br>四 |
|            |               |

に、「桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市」を「弥

富市 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 甲賀市 栗東市」に、「同郡串本町」を「同県東牟婁郡串本町

」に、「尾鷲勢和線」を「尾鷲多気線」に、

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 三重県多<br>気郡勢和<br>村 | 三重県北牟婁郡紀伊長島町 |
|-------------------|--------------|

を

|                   |  |
|-------------------|--|
| 三重県多<br>気郡多気<br>町 |  |
|-------------------|--|

三重県北牟婁郡紀北町

に、「伊丹市 川西市」を「川西市 伊丹市」に、「兵庫県美嚢郡吉川町

」を「三木市」に、「篠山市」を「篠山市 丹波市」に改め、同表中国縦貫自動車道の項中「伊丹市 川西



市」を「川西市 伊丹市」に、「兵庫県美囊郡吉川町 同県加東郡滝野町」を「三木市 加東市」に、「同  
県宍粟郡山崎町 同県佐用郡佐用町」を「姫路市 宍粟市 兵庫県佐用郡佐用町 美作市」に、「岡山県真  
庭郡落合町 同県上房郡北房町」を「真庭市」に、「広島県山県郡千代田町 広島市 島根県鹿足郡六日市  
町 山口県都濃郡鹿野町」を「安芸高田市 広島県山県郡北広島町 広島市 廿日市市 岩国市 島根県鹿  
足郡吉賀町 周南市」に改め、同表山陽自動車道の項中「伊丹市 川西市」を「川西市 伊丹市」に、「龍  
野市」を「たつの市」に、「備前市」を「備前市 赤磐市」に、「倉敷市」を「倉敷市 浅口市」に、「徳  
山市 新南陽市」を「周南市」に、「小野田市」を「山陽小野田市」に改め、同表中国横断自動車道の項中  
「龍野市」を「たつの市」に、「兵庫県宍粟郡山崎町 同県佐用郡佐用町 岡山県英田郡大原町」を「宍粟  
市 兵庫県佐用郡佐用町 美作市」に、「岡山県上房郡北房町 同県真庭郡落合町」を「高梁市 真庭市」  
に、「広島県世羅郡甲山町」を「広島県世羅郡世羅町」に、「同県比婆郡高野町 島根県大原郡木次町 同  
県八束郡宍道町」を「庄原市 雲南市」に、「広島県山県郡千代田町 島根県那賀郡旭町」を「広島県山県  
郡北広島町」に改め、同表山陰自動車道の項中「鳥取県気高郡青谷町 同県東伯郡大栄町」を「鳥取県東伯  
郡北栄町」に、「松江市 島根県八束郡宍道町」を「松江市」に、「三隅美祢線」を「長門美祢線」に、「

山口県大津郡三隅町」を「長門市」に、「長門市」を「下関市」に改め、同表四国縦貫自動車道の項中「徳島県美馬郡脇町 同県三好郡池田町 川之江市 伊予三島市」を「阿波市 美馬市 三好市 四国中央市」に、「西条市」を「西条市 東温市」に改め、同表四国横断自動車道の項中「阿南中村線」を「阿南四万十線」に、「中村市」を「四万十市」に、「香川県大川郡津田町」を「東かがわ市 さぬき市」に、「普通寺市」を「普通寺市 三豊市」に、「川之江市 高知県長岡郡大豊町」を「四国中央市 高知県長岡郡大豊町 香美市」に、「同県高岡郡窪川町」を「同県高岡郡四万十町」に、「内海大洲線」を「愛南大洲線」に、「愛媛県南宇和郡内海村」を「愛媛県南宇和郡愛南町」に、「宇和島市」を「宇和島市 西予市」に改め、同表九州縦貫自動車道の項中「直方市 宮若市 福津市」に、「筑後市 熊本県玉名郡菊水町」を「筑後市 みやま市 熊本県玉名郡和水町 山鹿市 合志市」に、「同郡御船町」を「同郡御船町 宇城市」に、「鹿児島県始良郡加治木町」を「霧島市 鹿児島県始良郡加治木町」に改め、同表九州横断自動車道の項中「大村市」を「大村市 嬉野市」に、「多久市 佐賀市」を「多久市 小城市 佐賀市 神埼市」に、「甘木市」を「朝倉市」に、「大分県玖珠郡玖珠町」を「大分県玖珠郡玖珠町 由布市」に、「同郡矢部町」を「同郡山都町」に改め、同表東九州自動車道の項中「福岡県京都郡豊津町 同県築上郡椎田町」

を「福岡県京都郡みやこ町 同県築上郡築上町」に、「佐伯市 同県南海部郡蒲江町」を「佐伯市」に、「鹿児島県曾於郡志布志町」を「志布志市」に、「国分市 同県始良郡隼人町 同郡加治木町」を「曾於市 霧島市 鹿児島県始良郡加治木町」に改め、同表沖縄自動車道の項中「石川市 具志川市」を「うるま市」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。